

## 【訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーション運営規程】

### 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 聖祥会
- (2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市吉野町5397番地3
- (3) 電話番号 099-243-5500
- (4) 代表者氏名 川本 研一郎

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問リハビリテーション事業
- (2) 事業所の名称 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所
- (3) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市吉野町5397番地3
- (4) 電話番号 099-243-5500
- (5) 管理者氏名 川本 研一郎
- (6) 事業の目的 疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある利用者又はこれに準ずる状態にある利用者に対し、主治医、介護支援専門員、その他サービス事業者等と連携し、要支援、要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に資する効果的な訪問リハビリテーション計画を設定し、治療を行うことを目的とする。

#### (7) 当事業所の運営方針

当院指示医の指示に基づき訪問リハビリテーション計画を作成し、心身機能の維持改善を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切な療法を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。また積極的に種々の社会活動への参加に働きかけるよう支援する。

### 3. 事業の運営

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### 4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 吉野を中心としたその周辺地域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 日曜日・祝日、GW、12月31日～1月3日の年末年始は休み ※状況に応じて変更の可能性あり
サービス提供時間	8時30分～18時00分

※事業所のやむを得ない都合により提供が困難な場合は、日程を変更して提供することがある。

## 5. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長(管理者)	1人	
2. 理学療法士	1人以上	1人以上
3. 作業療法士	1人以上	1人以上

※但し従事者において他の業務と兼務になる場合がある。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 当事業所では、ご利用者に対して介護保険の給付の対象となるサービスを提供する。利用料金の大部分（通常9割、場合によって8割または7割）が介護保険から給付される。
- (2) サービスの概要  
理学療法士・作業療法士により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。
- (3) サービス利用料金  
・合計単位数の合計の1割（場合により2割または3割）負担となる。

※自宅に駐車場がなく、止む無く有料駐車場を使用した場合は、その利用料金を請求する。

- (4) 利用の中止、変更  
利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問リハビリテーションの利用を中止又は変更する場合は、実施日の前日までに事業所に申し出る。

## 7. 緊急時の対応について

緊急時は状況により指示医と連絡をとり指示に従って適切な対応をする。また、利用者に対するサービスの提供によって生じた事故等は、速やかに市・利用者家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

## 8. 訪問リハビリテーション計画の作成と記録の整備

- (1) 事業の内容は医師の指示に基づき、さらに介護支援計画との整合性を重視する事とする。また、心身機能の回復だけでなく、基本的及び応用動作能力の改善に努め、社会的適応能力の向上を図るような計画を作成し、実施する。
- (2) 事業を提供した経過並びに計画等は、適正に保管する。その期間は事業終了（締結）時から5年とする。

## 9. 秘密の保持

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問リハビリテーションを提供する上で知り得たご利用者及びご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。
- (2) 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等にご利用者に関する

心身の情報を提供できるものとする。

- (3) 事業者は、ご利用者にかかわる他の介護サービス事業者、居宅介護支援事業者等との連絡を図るなど正当な理由がある場合にご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を用いることができるものとする。

#### 10. 苦情の受付について

苦情の受付等事業所に対する苦情やご相談は、担当者が適切に処理をし、迅速かつ誠実に対応する。苦情の申し立てを行う機関に関しては、別途書類内に明記する。

#### 11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

#### 12. 第三者評価の実施状況について

当訪問リハビリでは現在実施していない。

#### 13. その他、運営に関する重要事項

- (1) 従業員の資質向上のために、適時研修の機会を設ける事とする。
- (2) この規定に定める事項のほかに、運営に関する重要事項は医療法人聖祥会と事業所の管理者との協議に基づいて定める事とする。

#### 14. 附則

- ・この規定は平成27年4月1日から施行することとする。
- ・この規定は平成27年8月1日から施行することとする。
- ・この規定は平成28年5月1日から施行することとする。
- ・この規定は平成29年1月1日から施行することとする。
- ・この規定は令和2年1月1日から施行することとする。
- ・この規定は令和6年4月1日から施行することとする。